

官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針

平成26年6月24日
内閣総理大臣決定
一部改正 平成27年10月1日
一部改正 平成30年8月3日

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の6第2項の規定に基づき、官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針を次のように決定する。

1 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する指針

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6第1項（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（国家公務員法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）及び一般定年等隊員（自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）の離職に際しての離職後の就職の援助（以下「再就職支援」という。）として、以下の業務に取り組むものとする。

(1) センターは、離職後の就職を希望する職員及び一般定年等隊員（職員又は一般定年等隊員であった者を含む。以下「再就職希望者」という。）並びに再就職希望者の採用を希望する求人者に関する情報を収集し、当該再就職希望者及び当該求人者に関する情報を、それぞれ、当該求人者及び当該再就職希望者に提供するものとし、その収集及び提供（以下「求人情報・求職者情報提供」という。）に当たっては、以下の方針に沿うものとする。

イ センターは、求人情報・求職者情報提供による再就職支援を行うに当たり、国家公務員法第106条の2第1項に規定されている行為のうち「当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」する行為及び自衛隊法第65条の2第1項に規定されている行為のうち「当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼」する行為を行わないものとする。

ロ 再就職希望者が、求人情報・求職者情報提供による再就職支援によって再就職活動を行う際に、国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項の求職活動規制に違反しないようにすること。

ハ 求人情報・求職者情報提供による再就職支援は、再就職希望者のうち、45歳以上であって、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間の職員及び一般定年等隊員（職員又は一般定年等隊員であった者であって、離職後一定期間内にあるものを含む。）を対象として行うこと。ただし、懲戒免職の処分を受けた者その他の再就職支援を受けることが適切でない者への再就職支援は行わないこと。

ニ 求人情報・求職者情報提供による再就職支援においては、求人者の業務に関し役員等が贈賄罪その他の罪を犯した場合における当該求人者その他の再就職支援の対象として適切でない求人者への再就職希望者の再就職支援は行わないこと。

また、再就職希望者に対して、当該再就職希望者の所属する府省がその職員又は一般定年等隊員（職員又は一般定年等隊員であった者を含む。）の再就職を制限している求人者への求職活動を行うために必要となる情報の提供は行わないこと。

(2) センターは、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 5 項に規定する認定を受けた者又は受ける予定である者（以下「応募認定退職者等」という。）に対し、民間の再就職支援会社を活用して、再就職支援を実施するものとし、その実施に当たっては、以下の方針に沿うものとする。

イ センターは、応募認定退職者等に対しては、(1)、(3) 及び (4) のほか、再就職支援を直接行わず、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定されている行為を行わないものとする（応募認定退職者等が一般定年等隊員又は一般定年等隊員であった者である場合を含む。）。

ロ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を受ける応募認定退職者等が、国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項の求職活動規制に違反しないようにすること。

ハ 本府省局長級以上の職員及び一般定年等隊員（職員又は一般定年等隊員であった者を含む。）は、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の対象としないこと。

ニ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援においては、営利企業等（国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等という。以下同じ。）の業務に関し役員等が贈賄罪その他の罪を犯した場合における当該営利企業等への応募認定退職者等の再就職支援、応募認定退職者等の所属する府省がその職員又は一般定年等隊員（職員又は一般定年等隊員であった者を含む。）の再就職を制限している営利企業等への当該応募認定退職者等の再就職支援その他の再就職支援の対象として適切でない営利企業等への応募認定退職者等の再就職支援は行わないこと。

(3) センターは、国家公務員法第 78 条第 4 号又は自衛隊法第 42 条第 4 号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員又は一般定年等隊員については、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定されている行為その他の再就職支援を直接行うことができるものとする。

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、センターは、関係機関と連携して、職員及び一般定年等隊員の再就職活動に資する業務を行うことができるものとする。ただし、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定されている行為（一般定年等隊員又は一般定年等隊員であった者に対する行為を含む。）は行わないものとする。

2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針

センターは、国家公務員法第 18 条の 5 第 2 項及び第 18 条の 6 第 1 項の規定に基づき、官民の人材交流（以下「官民人材交流」という。）の円滑な実施のための支援として、以下の業務に取り組むものとする。この場合において、センターは、関係機関と密接に連携するものとする。

(1) 府省等及び民間企業等に対する情報提供等

センターは、官民人材交流の実施に関し、府省等と民間企業等との意見交換会の開催など情報共有の機会の提供等を行うものとする。

(2) 官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動

センターは、官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報を行うとともに、民間企業等を対象とする説明会の開催等啓発活動を行うものとする。

3 事務の運営状況等に関する報告等

センターは、毎年度、内閣総理大臣に対して、1及び2に掲げた事務の運営の状況等について報告を行うとともに、これを公表するものとする。

また、センターは、当該事務の運営の状況を踏まえつつ、必要に応じ内閣総理大臣に当該事務の運営の改善等に向けた提案を行うことができるものとする。

内閣総理大臣は、上記の報告等や社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じ本指針の見直しを行うものとする。